

受託候補者の選定を公募型プロポーザル方式で実施しますので、次のとおり公募します。

令和4年3月10日（木）

京都市長 門 川 大 作

## 新型コロナウイルス感染症に係る修学旅行専用電話相談 業務受託候補者選定募集要項

### 1 委託業務の名称

新型コロナウイルス感染症に係る修学旅行専用電話相談業務

### 2 業務内容

別紙仕様書のとおり

### 3 委託金額の上限

金34,300,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

本業務の履行に係る費用のうち、業務に必要な物品等を含む一切の事務経費は受託者の負担とする。

### 4 応募資格

次に掲げる要件を全て満たしていること。

- (1) 本事業の趣旨を十分に理解し、公益に資する意思を持って本事業に参加する者であること。
- (2) 京都市競争入札参加有資格者名簿に登録している者であること。又は、京都市競争入札等取扱要綱第2条第1項各号に掲げる資格を有すると認められる者であること。
- (3) 募集開始の日から応募締切日までの間において、京都市競争入札等取扱要綱第29条第1項の規定に基づく競争入札参加停止を受けていないこと。
- (4) 個人情報の取扱いについて、京都市個人情報保護条例その他関係法令及び個人情報保護方針等に基づき、適正に保護・管理できる体制が整備されており、かつ、プライバシーマークを取得・保有していること。
- (5) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体ではないこと。
- (6) 特定の公職者（候補者を含む。）又は政党を推薦、支持、反対することを目的とした団体でないこと。
- (7) その他、公共の福祉に反する活動をしていないこと。

### 5 応募方法

#### (1) 提出書類

ア 参加申込書（様式1）

イ 企画提案書

別紙「受託候補者選定基準及び企画提案書作成要領」に基づき作成し、紙文書で5部

提出すること。

なお、企画提案書には、社名を入れないこと。

ウ 見積書（消費税及び地方消費税相当額は内書きで記載）

- ・ 委託業務実施に当たっての見積書を2部提出すること。

なお、見積書のうち1部には記名し、もう1部には記名しない（社名を入れない）こと。

- ・ 見積書は、提案された業務の一切に係る積算根拠を明示すること。
- ・ 見積書の項目は、仕様書「3 委託業務の詳細」の各項目から抜粋するものとするが、業務全体を通じた管理費等、複数の業務に共通するものについても、各項目に含めて記載すること。

#### 【見積書作成時の留意点】

- ・ 宛先は京都市長とすること。
- ・ 見積書の対象経費については、本業務に必要な経費を全て計上することができることとする。ただし、人件費については、法定福利厚生費（健康保険、年金、雇用保険、労災保険）以外の福利厚生費は計上することはできない。
- ・ 飲食に係る経費は対象外とする。

(2) 受付期間

ア 令和4年3月10日（木）から令和4年3月24日（木）までの午前9時から午後5時までとする。ただし、持参の場合は土・日・祝日を除くこととし、郵送の場合は、令和4年3月24日（木）午後5時必着とする。

イ 受付期間の終了後においては、提出書類の内容の変更は受け付けない。

(3) 提出方法等

下記11まで持参又は郵送すること（持参する場合は、事前に電話連絡すること。）。

(4) その他

ア 提案は、1参加者につき1件とする。

イ 提出書類は理由のいかんにかかわらず返却しない。

ウ 受付期間以降における企画提案書の差替え及び再提出は認めない。

エ 採択された提案は、本市との協議により、修正又は変更を行う場合がある。

オ 提出書類について、公文書公開請求があった場合には公開することがある。

## 6 質問の受付

本選定に関する質問がある場合は、「11 問合せ先及び提出先」に直接持参、郵送、FAX又はメールにより提出すること。電話及び口頭による質問は一切受け付けない。ただし、軽微な質問についてはこの限りでない。

なお、FAXの場合は必ず電話での受信確認を行うこと。また、メールの場合は、件名を「新型コロナウイルス感染症に係る修学旅行専用電話相談業務プロポーザルに係る質問」とすること。

(1) 提出期間

令和4年3月10日（木）から令和4年3月15日（火）までの午前9時から午後5時までとする。

(2) 回答

質問に対する回答は、令和4年3月17日（木）までに本市ホームページである「京都市情報館」において公開する。

## 7 受託候補者の選定方法

- (1) 提出された見積金額が委託金額の上限を超えている場合は、失格とする。
- (2) 企画提案書に作成要領の提案評価項目表で示す事項が記載されていない場合、又は、提案内容が仕様書を満たしていない場合は失格とする。
- (3) 受託候補者の選定は、本市の職員で構成する「新型コロナウイルス感染症に係る修学旅行専用電話相談業務受託候補者選定委員会」（以下「選定委員会」という。）において、提出された書類を基に審査を行い、最も高い評価点を得た者を受託候補者として選定する。
- (4) 審査結果は、各参加者に通知する。また、選定業者名及び評価点等をホームページにおいて公表する。

## 8 委託契約の締結

(1) 契約金額

提案書類提出時に添付された見積書に記載された金額をもって契約金額とする。

(2) 契約期間

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

(3) 契約の締結等

ア 選定した受託候補者と契約条件を確認及び協議のうえ契約を行う。

イ 受託候補者となった者は、速やかに所定の契約書を提出しなければならない。

ウ 受託候補者となった者が前項の手続を行わないときは、当該委託業務に係る契約は締結されなかったものとみなす。この場合、次点の者を受託候補者として選定する。

エ 当該業務に係る予算については現在市会で審議中であるため、予算が成立しない場合は当該プロポーザルを無効とする。この場合、受託候補者は、本市に対し、損害賠償請求その他一切の請求を行うことができないものとする。

## 9 その他

- (1) プロポーザル参加に要する一切の費用は参加者負担とする。
- (2) 提出された書類に虚偽又は不正があった場合は失格とする。契約締結後に虚偽又は不正が判明した場合は契約を解除し、受注者は本市に対する損害賠償の責を負う。
- (3) 本事業を通じて、著作権や特許権等の知的財産権が発生した場合、その権利は全て本市に帰属するものとする。

## 10 スケジュール（予定）

令和4年3月10日（木）募集開始

3月15日（火）質問締切

3月17日（木）質問回答

3月24日（木）応募締切

3月31日（木）結果通知

4月 1日（金）業務開始

## 11 問合せ先及び提出先

〒604-0924

京都市中京区河原町通二条下ル一之船入町384番地 ヤサカ河原町ビル7階

京都市産業観光局観光MICE推進室（担当：牧野，原田）

TEL：075-746-2255

FAX：075-213-2021

メール：[kanko-mice@city.kyoto.lg.jp](mailto:kanko-mice@city.kyoto.lg.jp)